壬生町政だより

36年 12月号

No. 36
毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社

諸統計より

人口統計

36年12月1日現在		前月対増減
総人口	23,865人	27人増
男	11,611人	7人〃
女	11,254人	20人〃
世帯数	4,434	2 〃

農家の関心高まる

第一回畜産共進会

壬生町主催による第一回畜産共進会は十一月二十八日、会場を東下谷の畜産改良所庭で行なわれました。

和牛十三頭、種豚十二頭が出品され、そのほか白鳥高梁朝木畜産試験場から種鶏が展示されました。

審査の結果は次のとおりです。

和牛の部

▽優等賞＝福田坪海老沼智

▽一等賞＝福田坪海老沼智

▽二等賞＝原信一、下台篠原重男、東下台岭木茂作

▽二等賞＝種鶏坂田清儀、星畜産組合

▽三等賞＝原信岭木茂、福田坪手塚亀次郎、中塚福真吾、福田坪内吉田富太郎、上福田神長源治、北小林飼栄養保、上長田中川勝則、星畜産組合原新一

豚の部

▽優等賞＝坪須藤金治

▽一等賞＝上長田中川勝則、福田坪内吉田金一

▽二等賞＝坪山川徳一、原信長源一、上新町須藤三左衛門

▽三等賞＝福田坪大竹高平、福田坪内吉田富太郎、上福田神長源治、北小林飼栄養保、上長田中川勝則、星畜産組合原新一

一町歩以上が六五・三%

農家台帳より ①

昭和三十四年と三十五年の二年にわたって、壬生町全体の農家の実態調査を行なって「農家台帳」を作りました。

農家台帳は町の農業振興計画をたてるための基礎資料で、現在の壬生町の農家の実態をひろってみましょう。内容は一反歩以上の耕作農家が対象です。

❶農家の分類（経営面積別）
❷世帯と雇傭
❸土地
❹主食固定資産
❺調料、飼料、農薬
❻耕種と養蚕、園芸の作付と生産

以上の六項目を調査したわけですが、右の調査から特に関係の深いものでは

1、経営耕地別農家数
2、経営耕地別農家戸数に、六九戸の内訳は、これを大きく四つに分類できます。

最も多い農家戸数は一町五反歩以上が四一・四%、次に一町から一町五反で二三・九%、五反～一町が一七・五%、五反未満一七・一%となっています。

壬生町の自立経営農家（一町五反以上）と準自立経営農家（一町～一町五反）が全農家の六五・三%を占めています。

また、専業の大きい一町歩以上の農家は一七戸と少ないことです。下都賀郡では栃木市は一八九一戸で一六六戸、小山市では一、六九一戸の内七七戸となって、いずれも壬生町より多くなっています。

別表中の右側欄は、一九六〇年の世界農林業センサスの統計と比較してみますと五反歩以上の経営農家が増加している反面、五反未満の小さい農家の数は減っています。農家の経営構造が変化をきたしています。

	農家台帳より	農業センサス
3町以上	17戸	10戸
3～2.5町	99	63
2.5～2町	336	298
2～1.5町	667	626
1.5～1.0町	645	725
1.0～5反	472	483
5反～3反	236	255
3反未満	227	258

（注）農業センサスは農林省統計調査部調査による。

（写真）
上右…和牛の審査会
上左…豚の審査会
左上…優等賞 海老沼 智
左下…優等賞 須藤 金治

藍綬褒賞受ける

―自治功労者の小田垣町長

長年地方自治に功績のあった小田垣町長は、十二月八日、自治官僚で、時れの藍綬褒賞を受賞しました。

町長略歴＝壬生町会議員、町議会長、県会議員、県会議長、県臨上都技連盟協会名誉会長、県遺族会副会長、小平産業取締役、県酒類販売株式会社取締役、県酒造組合相談役、宇都宮税務署長、県酒類販売株式会社取締役、宇都宮裁判所栃木支部管内協調会委員、司法保護司、宇都宮裁判所栃木支部管内協調会名誉会長、司法委員。

社会保障三題

恩給、年金受給者でも任意加入できます

十月法律改正によって、恩給（国家、軍人恩給など）を受けている人や恩給を受けられる人でも国民年金に加入できるようになりました。

加入した場合、従来受けている恩給（年金）の外に、国民年金分として、保険料納付済一年につき月額四百円の国民年金が加算されることになります。

但し、昭和三十六年四月一日において五十才以上の人は除外されます。

国民年金加入希望者は壬生課年金係へどうぞ。

生別した母子家庭など

―児童扶養手当法―

昨年の秋国会で、新らしく児童扶養手当法が創定されました。

この法律は、いままで、国民年金制度による母子福祉年金とかあるいは、厚生年金保険による遺族年金のような公的年金を受けられなかったいわゆる生別と母子家庭など、父と生計を別にしている子供の福祉をはかるために、つくられたものです。

この手当を受ける資格のある人は次のとおりです。

1、義務教育終了前の子どもを養育している生別と母子世帯の母

2、父子世帯の父の死亡後、父代り義務教育終了前の子供を養育している者

3、父が傷病のため働けない世帯であって、義務教育終了前の子供を養育している母または母以外の者

4、父の生死があきらかでない世帯であって、義務教育終了前の子供を養育している母または母以外の者

5、父が引きつづき一年以上手供を遺棄している世帯及び一年以上服役中の世帯であって義務教育終了前の子供を養育している母または母以外の者

6、私生児またはすてごなの義務教育終了前のものを養育している母または母以外の者

この手当の受給資格があっても子供、または手当を受けられない人が、次にかかげる場合に該当するとき、手当が公給されません。

1、公的扶助、または災害補償などの給付をうけることができる場合

2、里親、または福祉施設に委託されている場合

3、前年の所得が一三万円以上の場合（ただし遺族者一人につき三万円を加算）

4、扶養義務者がいるとき、その扶養義務者が前年において、標準世帯にして、おおむね八〇万円程度以上の所得があった場合

◦児童扶養手当の支給金額

手当の額は、月額、第一子については八〇〇円、第二子については四〇〇円、第三子以上については二〇〇円が支給されます。

◦児童扶養手当の支給の方法

この手当は、毎年、一月、五月、九月に所定の郵便局で支払われます。ただし、一月から三月までの分については三月に支払われます。

◦申請の手続

この法律は、昭和三十七年、一月一日から施行で、申請は昨年の十二月一日から受付けています。

生活保護費の引き上げ

生活保護法の保護の基準が昨年十月一日改正になり、主婦と子供三人の世帯を例にしますと、改正基準が約五割引き上げられます。詳細はいづれも民生課でおたづねください。

年末年始の役場事務

▽…年末年始の役場事務は二十八日から月じまい、新年三日まで休ませていただきます。

戸籍関係…出生届、死亡届は日直書が取扱します。婚本住民票、印鑑証明などは休みに入らないうちが簡単です。

税金関係…本庁、支所の取扱いは二十七日まで。二十八日から三十一日までは収納壬生支店で取扱うことになります。

配給関係…日直書が取扱います。

福祉年金の支払日

福祉年金の本年第二回目の支払が一月六日から郵便局の窓口で支払われます。

証書と印かん（代理人の場合は代理人の印かんも必要）を窓口に持参願いします。

南犬飼局
一月六日（土）安塚、上長田、拓生
一月八日（月）六日以外の部落

稲葉局
一月六日（土）上稲葉、下稲葉
一月八日（月）六日以外の部落

金部
壬生局
一月六日（土）願共会部、栄町、仲通町、上通町
一月八日（月）六日以外の部落

金部
（注）恩給関係は年前九時～四時まで、但し土曜日は正午まで。

おしらせ

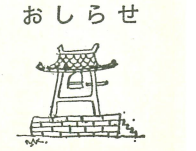

第三回（10・11・12月分）の保険料納付は一月二十五日までに

小田垣八マさん（小田垣壬生町長母堂）十二月二十八日午後五時、自宅で急逝されました。享年八十七才。

戸締りはこれで大丈夫？

―歳末特別警戒の防犯診断はじまる―

師走十二月は犯罪の月といわれているほど、いろんな犯罪に泥棒の横行するときです。

こんなわけで婦人警官と防犯協会員の方が、町内の戸締りの診断をはじめました。

今年は、金融機関の協力をいただいて旧壬生町を皮切りに、各地区の戸締診断をはじめました。

◇木炭などの荷造を「とうぞ」といったあんばいで出しておくもの。

さらに、ひどいのは戸締りをするのを忘れていて中に入ってもあきらめてつかない家もある仕末でした。

戸締りの厳重に過ぎることはありません。戸締をしっかりしておけば泥棒も寄附りというわけです。

みなさん、もう一度、自分の家や倉庫の戸締はこれで大丈夫というまいますぐ、完全なものにするように願います。そして明るい新年月を迎えましょう。

（写真は町長も顔負に立ち防犯診断）

◇自転車のカギをかけずに置くもの。

交通事故はごめんだ

ふえる師走の交通事故

あわただしい暮です。十二月は泥棒の月ともう一つ交通事故のいちばん多い月でもあります。

いそがしい、いそがしいで、自動車は先をいそぎ交通事故はすごくふえる。町を歩く人も気せわしさから交通の規則がめんどうくさいということが交通事故の原因です。

苦にならない。ただ月一回ではもの足りない、農家は家畜もいれば毎日、手を欠く事の出来ない仕事もあるので離れ月二回ということもあったが、とりあえず一回として、その日は若い人は実働されて、町に出て買物をしたりあるいは供給の遊び相手になってやるなど、日頃出来ないことをして思い思いに、余暇を楽しんでいます。またこの日はおはぐろ塗の針仕事も休みです。

農休日は何故必要か②

実施部落の訪問記

その外親立府金をして、男塗と婦人塗が一年交代で近くの温泉などに、バス旅行に出かける計画をしているそうです

▽藤井の台坪部落

ここは農家戸二十六戸の部落だが、山伝一さんが青年部落一丸会）野菜出荷組合が中心になって、ガッチリとした農休日を楽しみに、元気よく仕事に精を出すので、四日ほど仕事がかなりいい見いうなあ、たいしたもんだ」また夜の手入れをしている若者は、「仕事に区切りがつかない、多少骨のおれる事がつかない、楽しみ方が大きいからこの事を続く持ちかけた。

たそうです。その出荷組合の会合が毎月三回あってその時、組合員の間から農休日を設けて、その日を農事や家事の研究に振り向けようという話が出た。部落総代の朔木さんが相談したところ、朔木さんも大賛成で部落総会の席で全員一致で決

医療費値上げはこんとの答申によって十一月一日から実施される予定でありますが、値上げの内容は次のようになります。

▽乳幼児初診料加算

診療のさいとに医師、看護師などの手のかかる六才未満の乳幼児に対する初診料は千十円値上げになります。

▽特殊疾患療養担当料

とに他の料に比べて収入の少ない内科、小児科医の増収を図るのをねらいと、厚相担当の特殊疾患について診断がきまったとき療養担当料を千円値上げになり、この場合の特殊疾病は結核性疾患、全身性ピーラス感染症、リケッチア感染症、寄生虫症、悪性新生物、アレルギー性疾患、神経系疾患、循環器系疾患、脳炎、消化器系疾患、リューマチなど。

▽深夜診察料加算

午後十時から午前六時までの院外診療（初診再診とも）についていままでより百円値上げになります。

▽深夜などの往診加算

深夜、難産および緊急用事用の往診については、これまで所定点数の三倍だったのが四倍になります。

▽処方せん料

医師が町の薬局で調剤する処方せんだけを患者に渡したときは一回につき千円の処方せん料をうけます。

▽有床義歯（入れ歯）等の値上げ

❶局部義歯は一床につき一歯から四歯まで千円を千百円、五歯から八歯まで千二百円を千三百円、九歯から十二歯まで千五百円を千七百円、十三歯から十四歯まで千八百円を二千円になります。❷義入れ歯は二千七百円を三千三百円。❸鉤は一個につき不銹鋼、特殊鋼とも約一割ふえます。❹入れ歯修理は百五十円が六百円になります。

現在のとん歯一型三回分九円を十一円、その他一型十八円が二十五円になります。

▽調剤報酬

昭和三十七年一月五日から三月十日まで

詳細は宇都宮市塙田町五〇四　県木泉企画調整課、電話（宇都宮）二一八二二

（問合せの場合は十円切手を同封して下さい）

改正された医療費

国民健康保険

産業開発青年隊員の募集

（1）応募資格

（イ）齢部及び海外部通コース

二十一才三十五才までの男子で高等学校（自制中学校）卒業以上の学力を有する者

（ロ）海外移住及び国内コース

十八才一十五才までの独身男子で義務教育修了以上の学力を有する者

（2）募集期間

（イ）齢部及び海外部通コース

二月一日から三月五日

（ロ）海外移住及び国内コース

随時

（3）応募先

県木泉企画調整課、電話（宇都宮）二一八二二

老人クラブの結成

（仲通町の長寿会風景）

老人の話し合いの場を作ろうと各自治会、各部落でクラブ結成の気運が起っております。

現在壬生町では三十余のクラブができ、町内の有志や婦人会の暖かい協力に安えられて活やくしています。

十二月に入って栃町、下稲木、仲通町、寺町などに相ついでできました。

寮生（男子）募集

栃木県学生寮

今年の栃木総会は十二月九日四月からの入寮者の募集をします。

募集期間は一月上旬から約五十日間です。

後五時半から東京都青山南青山北で開催、約六十名が出席

本町から仏壇、町長も出席し

た。壬生町へ「緑栄助付合い募金」を寄附。

郷友会の総会

青山北で開催、約六十名が出席

本町から仏壇、町長も出席し

た。壬生町へ「緑栄助付合い募金」を寄附。

埴輪と祝部土器　資料一七

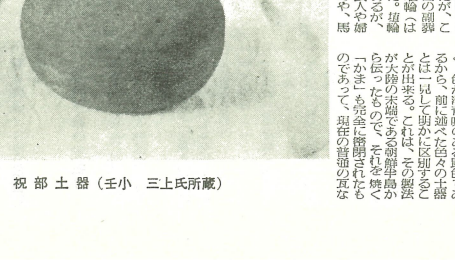

祝部土器（壬小　三上氏所蔵）

古墳時代の土器は埴輪部土器であったことを前述したが、この時代には、古墳の固有の遺品として、日本特有の埴輪（はにわ）の大部分は円筒埴輪であるが、稀には円筒の上半部に武人や馬、家、鶏、家鴨などの動物をかたどったもの、家や井などがあって、それらは形象埴輪といわれている。

関東地方では、栃木、群馬の両県、即ち両毛地方、上毛地方で、そうした様式の埴輪は発見されている。

壬生町埴輪は近年大小の古墳が多く、史蹟として指定されている古墳もあり、既に掘り調査されてしまった古墳少くはない。

埴輪は出土したことがあり、古墳の付近、元の古墳が出ては畑地などには、埴輪の破片が沢山散在している処もある。

埴輪は、埴部が人々の遺ったものであるから、大体は遺部土器と同様に赤く焼けているが、土器の厚さが若干薄く薄い。そのものである対して、埴輪の厚さは二糎以外、厚い部分では三糎も達するのでは、明かに両者は区別される。

埴輪円筒の胴部には必ず櫛の跡で引いた線などがあるのである。そこで時々は逆に埴輪の破片の放棄状況によって、古墳のあった位置や、その規模などを推定するのである。

古墳時代も後期になると、埴部（はふり）と祝部（はふり）土器が出来、又は祝部時代になる。

祝部土器は、厚さが大体一糎内外であるが、焼方が非常に硬く、色が青青味のある鼠色であるから、一目に通べた色々の土器とは一見して明かに区別することが出来る。これは、その製法が大陸の朱鞜の方法から伝ったもので、それを焼く「かま」も完全に密閉されたものであって、現在の普通の瓦な

どよりも遠かに進歩していた。

唯、埴部土器時代のものより、遠かに大型の甕（かめ）二個合わせて人体を入れて葬るような大規模なものまで造る様になったので、そうした様式の埴輪が発見されている。

両県、即ち両毛地方、上毛地方で、古墳も多い、殉ちい墓地、即ち「ひば」の国毛野は、「ひば」の国毛野は、「ひば」の国毛野は、